

◆教唆犯

1	教唆犯（61） 定義	【定義】 他人を教唆して犯罪を実行するに至らしめた者（61）
2	教唆犯の成立要件 内容	【内容】 ① 教唆行為 犯罪実行の意思のない者に対して，特定の犯罪の実行を決意させるような刺激を言語・動作によって与えること ② 教唆に基づく正犯の実行行為 ③ 教唆の故意 被教唆者が違法な実行行為を行うことの認識・認容
3	間接教唆（61Ⅱ） 定義	【定義】 教唆者を教唆すること * 教唆犯として処罰される（61Ⅱ）。明文規定はないが，間接教唆者をさらに教唆した者（再間接教唆）も教唆犯として処罰される。

◆幫助犯

1	幫助犯（62Ⅰ） 定義	【定義】 正犯を幫助した者（62Ⅰ）
2	幫助犯の成立要件 内容	【内容】 ① 幫助行為 正犯者でない者が，正犯の実行を援助し，容易ならしめること ② 正犯者の実行行為
3	承継的幫助犯 定義	【定義】 正犯者が実行行為の一部を終了した後に，その犯罪に関与してその後の実行行為を容易にする行為をする場合 * 承継的共同正犯と同様の議論が妥当する。⇒p. 52
4	間接幫助 定義	【定義】 幫助犯を幫助すること * 明文規定はないが，判例（最決昭 44.7.17/百選Ⅰ〔第7版〕〔84〕）は，正犯を間接的に幫助したものとして可罰性を肯定している。⇒論 p. 62
5	片面的幫助 定義	【定義】 幫助者が被幫助者の知らないうちに幫助行為をする場合 ⇒論 p. 62